

特許年金・商標更新管理 サービスご案内

Powered by おりがみ国際特許事務所

特許年金・商標更新管理サービス内容 1

業界最安値の価格設定

特許年金・商標更新における弁理士サービス費用は、
区分数に関係なく2万～3万程度が相場です。

弊所では、**上記相場の半額以下の9,900円を実現**しています。

依頼件数に応じた価格の低減

本サービスでは依頼件数に応じたサービス費用の低減が可能です。

ご依頼件数	特許権・商標権等 1 件あたり料金
1 件 ～ 1 0 件	9, 9 0 0 円
1 1 件 ～ 1 0 0 件	9, 5 0 0 円 (4 0 0 円 ↓)
1 0 1 件 ～ 1 0 0 0 件	8, 9 0 0 円 (1, 0 0 0 円 ↓)
1 0 0 1 件 ～ 1 0 0 0 0 件	8, 5 0 0 円 (1, 4 0 0 円 ↓)

※上記は、弊所でのシステムへの初回案件登録事務費用¥4,000/件を除外した費用です。


※上記は、特許庁費用（印紙代）を除外した費用です。

特許年金・商標更新管理サービス内容 2

安全の管理体制

本サービスの提供及び権利の**管理は経験豊富な専門の弁理士**が行います。
お客様の権利を安全に保護・管理・運用します。

万全の管理システム【PatRunner】

弊所のシステム  PatRunner では**4,000件以上の案件管理を達成**。
本システムはS E出身の弁理士が開発保守運用しているため、
キメ細かい運用・管理、法改正への対応などを可能としています。

安心の実績

弊所の開業以来、様々な案件(国内・内外・外内)を扱っており、期限管理の徒過等の**事故「0件」を継続達成**しています。

※上記はお客様起因による事故件数等は除外しています。

特許年金・商標更新管理サービス導入効果

煩雑な権利維持業務からの開放

特許年金・商標更新管理は期限管理や特許庁への手続など煩雑な作業です。
弊所のサービスはこのような**煩雑な作業や業務負担からお客様を開放**します。

管理コストの必要最小限化

管理には、人件費やシステム管理費、又は
提携の弁理士先生がいる場合にはその先生の費用がかかります。
上記いずれの費用よりも**弊所の年金管理サービスは業界最安**であり、
貴社事業に貢献します。

専門の弁理士に相談可能

知財に関する制度や運用は非常に複雑です。
お困りのことがございましたら**いつでも弁理士に相談**いただくこと可能です。

年金管理サービス詳細 1

●導入フロー

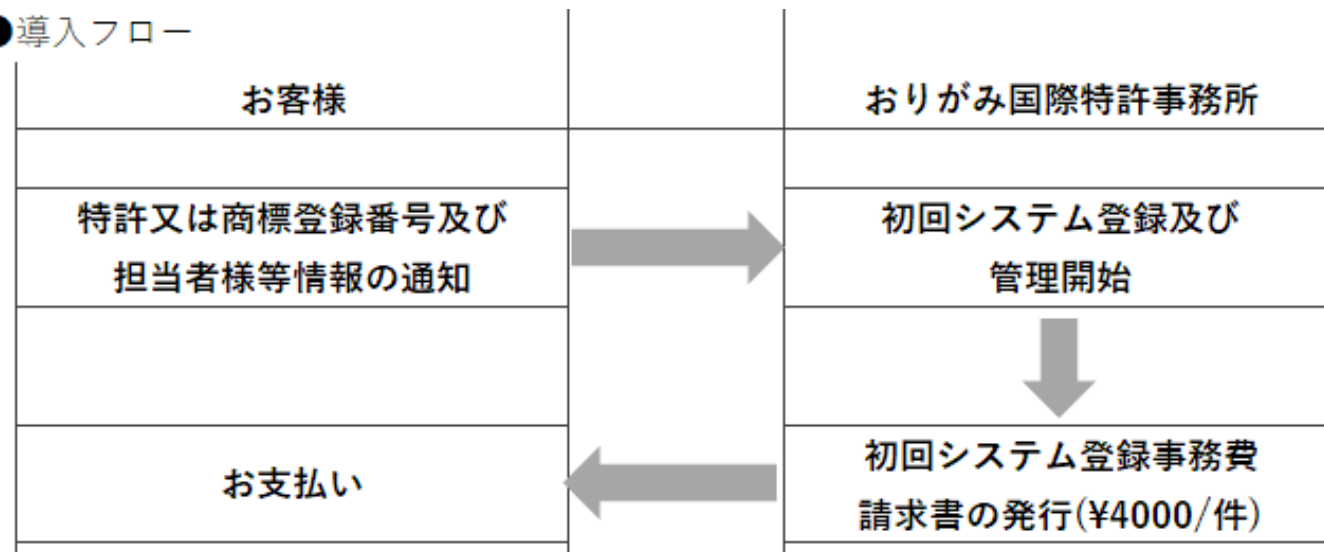
(1) 本サービスの導入では、お客様から少なくとも下記情報を通知ください。

- ①. 特許又は商標登録番号
- ②. 担当者様の連絡先（電話番号、メールアドレス等）

(2) お客様から頂戴した情報に基づき管理情報の登録・管理を開始します。

(3) 初回登録には登録事務費用として1件あたり¥4,000の請求書を発行します。

●導入フロー



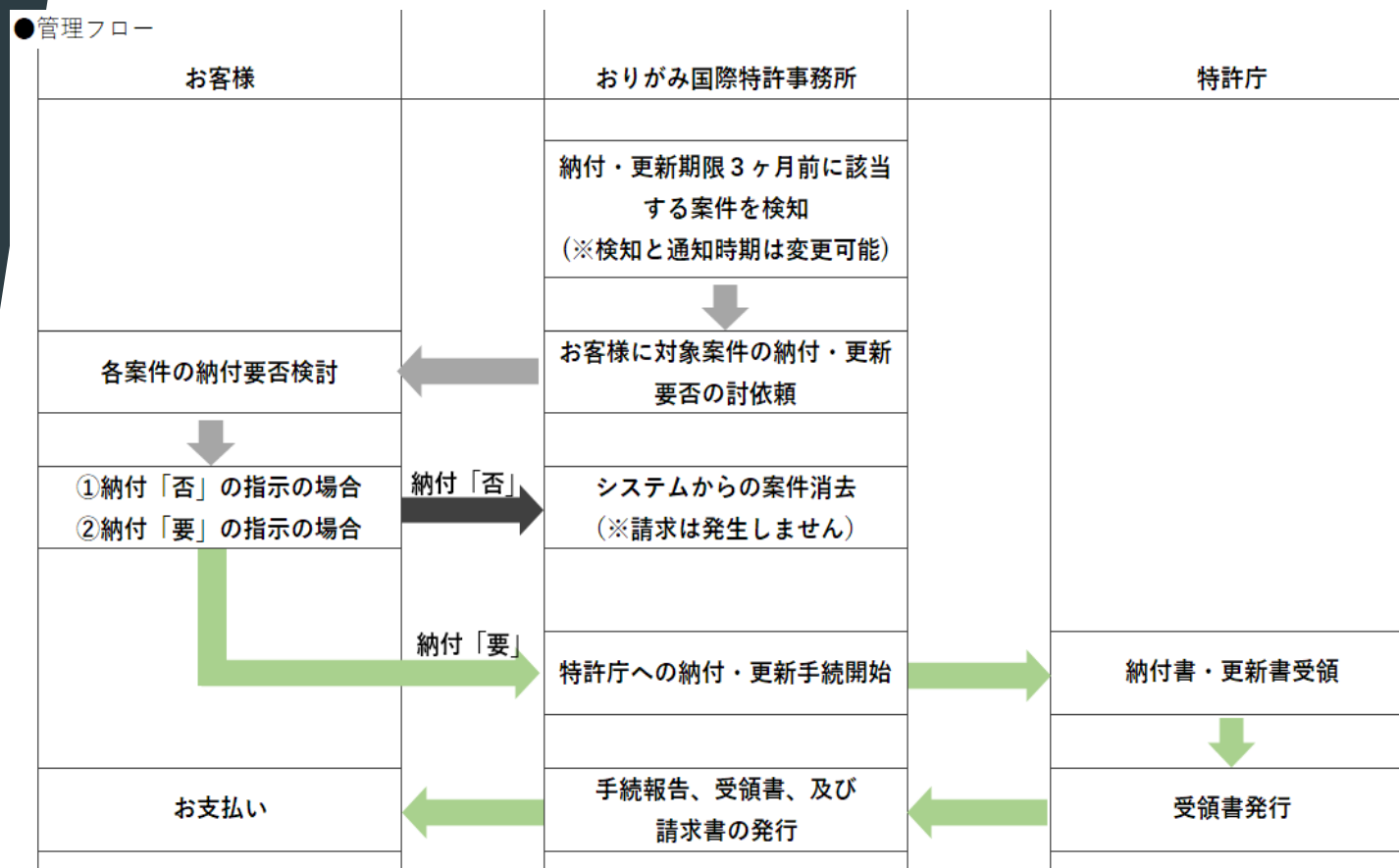
年金管理サービス詳細 2

●管理フロー

(1) 原則として納付期限の3ヶ月前になりましたら対象案件を通知します(通知条件のトリガー変更可能)。

(2) 納付要否のご検討とご指示を、少なくとも納付期限の2週間前までに弊所に連絡するようお願いします。

(3) 納付「要」の場合には、諸手続を代理し、完了しましたら請求書及び報告書等を送付します。なお、納付「否」の場合には、請求は発生しません。



(参考)商標登録サービス料金表

項目		料金	備考
1.出願	1区分	¥40,000	・お客様が用意した商標及び指定商品等で書類を作成して特許庁に提出します。
	1区分 増加毎	¥10,000	・区分の増加分に応じて追加費用が発生します。 例：3区分なら¥50,000のサービス費用が発生します。
	相談 (/1区分)	¥10,000	・指定商品等にお悩みのお客様については、質問票を送りますので回答いただき、回答に基づいて弁理士がドラフトを作成します。
2.商標調査 (/1区分)		¥20,000	・既に登録されている同一の商標が無いかを調査してお知らせします。 ・詳細な調査をご希望の場合には、1区分あたり+¥20,000です。
3.早期審査事情説明書(～2区分)		¥30,000	・出願から登録まで1年程度の時間がかかりますが、これを約3～4ヶ月に短縮して早期に権利化する申請です。
4.拒絶理由通知	意見書	¥30,000 -	・特許庁から拒絶理由通知が届いたときに応じて作成します。
	補正書	¥30,000 -	・上記意見書に追加して必要に応じて作成します。
5.拒絶査定不服審判	審判請求書	¥100,000 -	・拒絶査定に対して不服審判をお客様が所望する場合に作成します。
	補正書	¥30,000 -	・上記審判請求書に追加して必要に応じて作成します。
6.登録査定	登録手数料	¥10,000	・特許庁への商標登録手続きサービス費用です。 例：3区分なら、¥40,000のサービス費用が発生します。
	1区分毎	¥10,000	

※上記は弊所のサービス費用(税込)です。特許庁に支払う費用は別途発生します。

連絡先

お問い合わせは下記までお気軽にどうぞ

おりがみ国際特許事務所

(適格請求書発行事業者登録番号 : T3810306625892)

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前六丁目23番4号 桑野ビル2階

Mail : info@origamipatentfirm.com

Tel : 050-6875-3628

おりがみ国際特許事務所

(Origami International Patent Firm)

- KUWANO BLDG., 6-23-4 JINGUMAE, SHIBUYA-KU, TOKYO 150-0001, JAPAN
- Tel: +81-50-6875-3628
- Mail: info@origamipatentfirm.com

おりがみ国際特許事務所の主業務

専門分野

- ・化学、機械、ソフトウェア、商標、外国出願（外内・内外）
- ・拒絶理由、異議、鑑定対応

主な実務

- ・日本特許庁への国内移行手続き～権利化手続(約1000件/年)
- ・海外特許庁における出願及び国内移行手続き～権利化手続
- ・商標登録出願、マドプロ国際出願

各種管理手続き

- ・年金管理
- ・商標更新
- ・権利の所有権変更

おりがみ国際特許事務所の理念

経営理念

- ・ お客様専用の「知的財産部」として機能すること
- ・ 迅速な報告・連絡・相談を行い、お客様の信頼を確立すること
- ・ お客様の課題解決に知的財産の側面から真摯に対応して社会貢献すること

明朗会計

- ・ 知財に関する相談は、初回無料。
- ・ サービスに関する料金は商品よりも複雑。費用感をご理解いただけるように、事前にお見積り・ご説明を行います。